

第24回入善町農業委員会議事録

令和元年7月4日午後13時30分から第24回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

6番 塚田 周一

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第88号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第89号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。大変暑い季節となってきました。しかし、まだ梅雨の季節であり最近はゲリラ豪雨も多発していますので、体調には十分に気をつけながら農作業を行ってください。そして、先の話ではありますが、来月の農業委員会後に農地パトロールを実施しようと考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第24回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番愛場委員と16番田中委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第87号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第87号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は浦山新〇〇番〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は2,823㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から自動車で5分ほどであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、年間200日従事しているため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、77,875㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米山委員

事務局の説明のとおりであり、申請地を10年以上耕作していることから問題ないと思われるため、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第87号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第88号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第88号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町上飯野〇〇番外9筆の計10筆、9筆は台帳、現況地目ともに田で、残り1筆は、台帳、現況地目ともに畑で、面積は18,245㎡です。

譲渡人は入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さん外4名、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長笹島春人です。転用目的は「工場立地用地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の入善町は、商工業振興条例に基づき、工業振興及び雇用機会の拡大のため、町内既存企業等に対し、積極的な支援を行っています。

今回、〇〇より事業用地新設に対する協力要請を受けて、町が用地を取得し造成工事を行ったのち、〇〇に譲渡を行うため、必要となる農地について、転用申請を行うものです。

申請地は、18,245㎡で、宅地である2筆124.17㎡も併せて、18,369.17㎡を利用予定ですが、新社屋、新工場2棟、従業員駐車場、来客用駐車場、進入経路、調整池、緑地等として利用するために必要な面

積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「工場立地用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(c)による、「農業従事者の従業機会の増大に寄与する施設」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は上飯野〇〇番〇〇及び〇〇番については、昭和50年11月25日、その他の8筆につきましては、令和元年5月30日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

事務局の説明のとおりであり、現地の確認を行った結果、問題はありませんでしたので確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第88号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第89号、入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第89号、入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。令和元年7月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は令和元年6月15日受付分について、意見を求めるこ

とになります。今回は、農振除外の申請が2件です。

受付番号1番。除外願出者は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借受人は黒部市新堂〇〇番地の〇〇さんです。除外対象地は、新屋地区浦山新〇〇番の内、地目は田、面積は600㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人は、既存地にて運送業を営んでいますが、事業拡大に伴い新たな駐車場敷地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は、現在、既存地にて運送業を営んでいますが、既存地には農用作業場があり、農機具駐車場を駐車スペースとして利用しているため、大変せまい状況であります。また、近隣の住民より騒音による苦情も出ていることから今回、事業拡大のタイミングに合わせ、母より申請地を借り受けて実家近くに駐車場を新設する計画です。

申請面積は600㎡であり、主に営業用の4トントラック5台の駐車及び転回させるための面積となりますが、トラックが停車していない場合はそのスペースを利用して営業車や従業員の車を駐車させる予定であり、いずれにしても必要最小限の面積であります。

駐車場敷地ということで既存地に近接する必要があるため、4トントラックの出入りの関係で比較的大きい道路に隣接している必要があるといったことから農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、当該変更に係る土地の雨水排水については、U字溝を設置し残地であります田へ排水することとしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん、借受人は福岡市博多区博多駅〇〇の〇〇です。除外対象地は、栲山地区栲山〇〇番〇〇の内1筆の計2筆、地目はともに田、合計面積は2,920㎡で、除外後の用途は店舗敷地及び排水路です。

農用地区域からの除外理由についてですが、下新川郡地区郊外で店舗を展開し市場を拡大したいということから、新たな店舗敷地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人である〇〇は、医薬品、日用品、化粧品、その他雑貨等を販売している郊外型ストアとして九州エリアを中心に店舗展開しているドラッグストアです。県内では射水市と滑川市で店舗展開しており、

下新川地区郊外で展開し市場を上げたいということから、新たな店舗敷地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

申請面積は2,920㎡であります。申請地と国道8号線の間にあります柵山〇〇の田も含めた4,968㎡の利用見込みであります。全体として店舗敷地、来客用駐車場、雨水調整池、排水路として利用するための必要最小限の面積であることから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は敷地内に調整池を設置し、排水量を調整した上で、既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外2件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第89号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

富山県農業施策に関する政策提案として優良農地確保対策や米の需給調整等について8つのことについて提案したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(全員「異議なし」の発言あり)

事務局

それでは、この内容で政策提案をいたします。また、農地中間管理事業のパンフレットを配布させていただきましたので、今後の活動に活用してくださると幸いです。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第24回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、8月5日月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時25分)